めざせ!! 地域のヒーロー 消防団

問合せ
防災課地域防災係

第６分団　分団長

三浦幹太郎さん

第６分団を紹介します

日ごろは消防団活動にご理解ご協力ありがとうございます。第６分団は、消防署北分署のとなりの消防会館を拠点に、西端地区を主に担当しています。また、防災活動とは別に、西端地区の盆踊り・お祭り・大晦日など、区民の皆さんが安全に笑顔で楽しんでいただけるよう警備も担当しています。

若い団員たちは、実際の火災現場では、深夜にも関わらず迅速に出動し、訓練通りに声を掛け合い活動しています。８月の台風５号の接近時には、消防会館に参集し、大雨・暴風の中、高浜川水門へ向かいました。訓練通りに手際よく水門操作をしている姿は、分団長として胸が熱くなりました。

私自身が団員時代にお世話になった当時の分団長も同じ気持ちではなかったでしょうか。

これからも団員の安全を第一とし、角谷団長の掲げる「ウルトラファイヤーマン」消防団として市民の生命・財産を災害から守ります。

消防団員は各自仕事を持っているため、夜間の訓練がほとんどです。ご迷惑をお掛けしますが、これからも市消防団をよろしくお願いします。

国民健康保険からのお知らせ

問合せ　国保年金課国保係

接骨院・整骨院、はり・きゅう、マッサージの施術を受ける場合、健康保険が使えない場合があります。かかり方を正しく理解し、適正な受診をお願いします。

接骨院・整骨院など柔道整復師の施術を受ける人へ

接骨院・整骨院は柔道整復師が施術する施設であり、医療機関ではありません。そのため健康保険が使える範囲は限られます。また、施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので、医師にご相談ください。

○保険が使える施術

・ねんざ、打撲、座礁（肉離れ）
・骨折、脱きゅうの応急手当
・医師の施術同意書がある骨折・脱きゅうの治療

×保険が使えない施術

・疲労や年齢からくる慢性的な肩こりや腰痛、体調不良
・スポーツ後の筋肉疲労・筋肉痛
・症状の改善がみられない長期の治療
・病院など保険医療機関で治療中の負傷

はり・きゅう、マッサージの施術を受ける人へ

はり・きゅうで保険適用できるものは特定の病気（神経痛、リウマチ、腰痛症、五十肩など）の痛みなどに限られ、医師の同意書・診断書が必要です。また、マッサージで保険適用できるものは医師より医療上マッサージが有効と認められた場合で、はり・きゅうと同様に医師の同意書・診断書が必要です。

施術内容についてお尋ねすることがあります

通院するときは療養費支給申請書に記載される負傷原因、負傷名、日数、金額などを確認し、自筆で署名をしてください。

また、領収書を保管し、医療費通知で金額や日数の確認をしてください。国保年金課から施術を受けた人へ、施術日や施術の内容をお尋ねする場合があります。